

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成31年2月14日(2019.2.14)

【公開番号】特開2017-138776(P2017-138776A)

【公開日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2017-030

【出願番号】特願2016-18866(P2016-18866)

【国際特許分類】

G 0 6 F	3/041	(2006.01)
G 0 3 B	21/14	(2006.01)
G 0 3 B	21/00	(2006.01)
G 0 9 G	5/00	(2006.01)
G 0 9 G	5/38	(2006.01)
G 0 9 G	5/36	(2006.01)
G 0 6 F	3/042	(2006.01)
G 0 6 F	3/0346	(2013.01)
H 0 4 N	5/74	(2006.01)

【F I】

G 0 6 F	3/041	5 2 0
G 0 3 B	21/14	Z
G 0 3 B	21/00	D
G 0 9 G	5/00	5 1 0 B
G 0 9 G	5/00	5 1 0 H
G 0 9 G	5/00	5 5 5 G
G 0 9 G	5/00	5 5 0 C
G 0 9 G	5/00	X
G 0 9 G	5/38	Z
G 0 9 G	5/36	5 2 0 P
G 0 9 G	5/00	5 5 0 D
G 0 6 F	3/042	4 7 0
G 0 6 F	3/0346	4 2 2
H 0 4 N	5/74	Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月19日(2018.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

(3) 上記インタラクティブプロジェクターにおいて、前記キャリブレーション実行部は、前記撮像されたオートキャリブレーション画像内の明度を調べる際に、前記撮像されたオートキャリブレーション画像の周縁に存在する一部の領域を除外し、除外した領域以外の中央領域における明度を調べるものとしてもよい。

この構成によれば、環境光の影響が少ない中央領域の明度が許容範囲内に収まるように露出の調整を行うので、適切な露出調整を行うことが可能である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

プロジェクター100は、投写スクリーン面SS上に投写画面PS(Projected Screen)を投写する。投写画面PSは、通常は、プロジェクター100内で描画された画像を含んでいる。プロジェクター100内で描画された画像がない場合には、プロジェクター100から投写画面PSに光が照射されて、白色画像が表示される。本明細書において、「投写スクリーン面SS」とは、画像が投写される部材の表面を意味する。また、「投写画面PS」とは、プロジェクター100によって投写スクリーン面SS上に投写された画像の領域を意味する。通常は、投写スクリーン面SSの一部に投写画面PSが投写される。投写スクリーン面SSを「投写面SS」とも呼ぶ。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

図6のステップS130に示した例では、撮像されたオートキャリブレーション画像ACPのうちで、左右の両端部の領域をそれぞれ除外しているが、この代わりに、上端部の領域と下端部の領域とをそれぞれ除外しても良い。或いは、左右の両端部の領域に加えて、上下の両端部の領域も除外しても良い。また、図6の例では、除外した左端部と右端部の領域のサイズは、撮像されたオートキャリブレーション画像ACPの幅のそれぞれ約1/3であり、残った中央領域の幅も撮像されたオートキャリブレーション画像ACPの幅の約1/3となっているが、除外する領域のサイズは適宜好ましい値に設定可能である。これらの説明から理解できるように、明度を調べる際には、撮像されたオートキャリブレーション画像ACPの周縁に存在する一部の領域を除外し、除外した領域以外の中央領域における明度を調べることが好ましい。但し、周縁の領域を除外せずに、撮像されたオートキャリブレーション画像ACPの全体を明度の調査対象としても良い。